## 資料 1 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

目次

前文

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施 策(第13条一第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平 等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際 社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、 なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ,男女共同参画社会の実現を 21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け,社 会のあらゆる分野において,男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに, 男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し, 将来に向かって国, 地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため, この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において,次の各号に掲げる用語の意義は, 当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成 員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお ける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等 に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ とができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成するこ とをいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の 格差を改善するため必要な範囲内において,男女のいず れか一方に対し,当該機会を積極的に提供することをい う。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は 民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における 取組と密接な関係を有していることにかんがみ, 男女共同 参画社会の形成は, 国際的協調の下に行われなければなら ない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の青務)

- 第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会の あらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参 画社会の形成に寄与するように努めなければならない。 (法制上の措置等)
- 第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他 の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本 的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画 社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同 参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために 必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男 女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなけ ればならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があった ときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなけれ ばならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について 準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、 当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促 進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県 男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について 定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男 女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同 参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計 画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定める ように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は 市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成 に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施する に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければ ならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ばすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画 社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査 研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社 会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の 提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に, 男女共同参画会議 (以下 「会議」 という。) を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し, 第13条第3項に規定 する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか,内閣総理大臣又は関係各大 臣の諮問に応じ,男女共同参画社会の形成の促進に関す る基本的な方針,基本的な政策及び重要事項を調査審議 すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、 意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。 (議長)
- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから,内閣総理大 臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者 のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員 の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であっ てはならない。
- 4 第1項第2号の議員は,非常勤とする。 (議員の任期)
- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。 ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要がある と認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、 必要な協力を依頼することができる。

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(抄)

(政令への委任)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止) 第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号) は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) (抄) (施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成

11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一略
- 二 附則第10条第1項及び第5項,第14条第3項,第23 条,第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか,この法 律の施行に伴い必要となる経過措置は,別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)(抄)(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13 年1月6日から施行する。 目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 基本方針等(第5条・第6条)

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)

第2節 一般事業主行動計画(第8条-第14条)

第3節 特定事業主行動計画 (第15条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第16条・ 第17条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第18条—第25条)

第5章 雑則 (第26条--第28条)

第6章 罰則 (第29条—第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を 営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発 揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業 生活における活躍」という。)が一層重要となっているこ とに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78 号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍 の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公 共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方 針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における 活躍を推進するための支援措置等について定めることによ り、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進 し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢 化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変 化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的 とする。

(基本原則)

- 第2条 女性の職業生活における活躍の推進は,職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ,自らの意思によって職業生活を営み,又は営もうとする女性に対する採用,教育訓練,昇進,職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ,かつ,性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して,その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として,行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む 女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に 関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその 他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏ま え、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協 力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活にお ける活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし つつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備 等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的 な両立が可能となることを旨として、行われなければなら ない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性 の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重 されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は,前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり,女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し,及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

(基本方針)

- 第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な 方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推 進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関 する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援 措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する 施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における 活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を 求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は,基本方針の変更について準用する。 (都道府県推進計画等)
- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の 区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関す る施策についての計画(以下この条において「都道府県推 進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、 当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推 進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公 表しなければならない。

資

## 第3章 事業主行動計画等

## 第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣,厚生労働大臣及び総務大臣は,事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう,基本方針に即して,次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項に つき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるもの とする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内 容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣,厚生労働大臣及び総務大臣は,事業主行動計画策定指針を定め,又は変更したときは,遅滞なく,これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

## (一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を 定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定め るところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割 合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的 地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその 事業における女性の職業生活における活躍を推進するために改 善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、 これを定めなければならない。この場合において、前項第 2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働 者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働 時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を 定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところ により、これを労働者に周知させるための措置を講じなけ ればならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を 定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところ により、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に

- 基づく取組を実施するとともに, 一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって,常時雇用する労働者の数が300人 以下のものは,事業主行動計画策定指針に即して,一般事 業主行動計画を定め,厚生労働省令で定めるところにより, 厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これ を変更したときも,同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主 行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第 四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が 一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、 それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主 (次条及び第20条 第1項において「認定一般事業主」という。) は、商品、 役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引 に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定める もの (次項において「商品等」という。) に厚生労働大臣 の定める表示を付することができる。
- 2 何人も,前項の規定による場合を除くほか,商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。 (認定の取消し)
- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
  - 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により 設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令 で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間 接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当 するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主 に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うも のであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該 相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基 準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する 基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取

- り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届 出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4 項, 第5条の4, 第39条, 第41条第2項, 第42条第1項, 第42条の2,第48条の3第1項,第48条の4,第50条第 1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による 届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集 に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条 第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第 2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用す る。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の 募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による 届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法 第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、 又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び<u>第42条の3</u>の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法<u>第42条の3</u>中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の 相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第13条 公共職業安定所は,前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して,雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し,かつ,これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより,当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により 一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

- 第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。) は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進

に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計 画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施 するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達 成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で 定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする 女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職 業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう 努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するため の支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部 を、その事務を適切に実施することができるものとして内 閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該 事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関 して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等 の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように 努めるものとする。

(啓発活動)

- 第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における 活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、そ の協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。 (情報の収集、整理及び提供)
- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域 内において第18条第3項の規定による事務の委託がされ ている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員と して加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項に おいて「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ること により、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報 を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地 域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関 する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣 府令で定めるところにより、その旨を公表しなければなら ない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従 事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して 知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言, 指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。 (政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施の ため必要な事項は、政令で定める。

#### 第6章 罰則

- 第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条 第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者 の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下 の罰金に処する。
- 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の 懲役又は50万円以下の罰金に処する。
  - 一 第18条第4項の規定に違反した者
  - 二 第24条の規定に違反した者
- 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の 懲役又は30万円以下の罰金に処する。
  - 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者 の募集に従事した者
  - 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
  - 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又 は第40条の規定に違反した者
- 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
  - 一 第10条第2項の規定に違反した者
  - 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第 1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
  - 四 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第 1項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人,使用人その他の従業者が,その法人又は人の業務に関し,第29条,第31条又は前条の違反行為をしたときは,行為者を罰するほか,その法人又は人に対しても,各本条の罰金刑を科する。
- 第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章 (第7条を除く。)、第5章 (第28条を除く。)及び第6

章 (第30条を除く。) の規定並びに附則第5条の規定は, 平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

- 第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を 失う。
- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り 得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を 含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する

- 日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。 (政令への委任)
- 第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 資料3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

第34回国連総会(1979年12月)採択 1981年9月発効 1985年6月日本批准

この条約の締約国は,

国際連合憲章が基本的人権,人間の尊厳及び価値並びに男 女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留 意し,

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し.

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的,社会的, 文化的,市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の 権利を確保する義務を負っていることに留意し,

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し,

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等 を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら,これらの種々の文書にもかかわらず女子に 対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し,

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の 尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で 自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上 で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害 するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役 立てるために完全に開発することを一層困難にするものであ ることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用の ための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機 会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の 平等の促進に大きく貢献することを確信し, アパルトヘイト, あらゆる形態の人種主義, 人種差別, 植 民地主義, 新植民地主義, 侵略, 外国による占領及び支配並 びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であ ることを強調し,

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展,世界の福祉及び理想とする平和は,あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し,

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかつた女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とと もに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であるこ とを認識し,

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸 原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形 態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して, 次のとおり協定した。

第 1 部

## 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に 組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女 の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段 により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その 他の措置 (適当な場合には制裁を含む。) をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として

確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人, 団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律,規則,慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

## 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的 及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎 として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障 することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確 保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

## 第4条

- 1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

## 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男

女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため,男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春から の搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。) をとる。

#### 第 2 部

#### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並び にすべての公選による機関に選挙される資格を有する権 利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府 のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を 遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。第9条

- 1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第 3 部

## 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業 指導,修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条 件。このような平等は,就学前教育,普通教育,技術教 育,専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職 業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程,同一の試験,同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の 役割についての定型化された概念の撤廃を,この目的の 達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励する ことにより,また,特に,教材用図書及び指導計画を改 訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこ
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。),特に,男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報 (家族計画に関する情報及び助言を含む。) を享受する 機会

## 第11条

- 1.締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。) についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利,昇進,雇用の保障ならび に労働に係るすべての給付及び条件についての権利並び に職業訓練及び再訓練(見習,上級職業訓練及び継続的 訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬 (手当を含む。) 及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関 する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に,退職,失業,傷病,障害,老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。) についての権利
- 2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしてい

るかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い,かつ,従前の雇用関係,先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類 の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与え ること。
- 3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び 技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に 応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

### 第12条

- 1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2.1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、 分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には 無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養 を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け, 抵当その他の形態の金融上の信用につい

## ての権利

(c) レクリエーション,スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

## 第14条

- 1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の 開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受ける ことを確保することを目的として、農村の女子に対する差 別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、 特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加 する権利
  - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報,カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて 得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
  - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
  - (8) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利 用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画に おいて平等な待遇を享受する権利
  - (h) 適当な生活条件(特に,住居,衛生,電力及び水の供給,運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

## 第 4 部

## 第15条

- 1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める
- 2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を 有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のい かんを問わない。) を無効とすることに同意する。
- 4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

## 第16条

- 1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみに

## より婚姻をする同一の権利

- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定 する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする 情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する 制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び 責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (8) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、 取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関 する配偶者双方の同一の権利
- 2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、 また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録 を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。) がとられなければならない。

#### 第17条

- 1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准 又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時 に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の 委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を 遂行することができなくなった場合には、その空席を補充 するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の

専門家を任命する。

- 8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性 を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国 際連合の財源から報酬を受ける。
- 9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を 効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。 第18条

## 1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった 立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置に よりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討

- のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。 (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1 年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと, 更には委員会が要請するとき.
- 2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を 及ぼす要因及び障害を記載することができる。

## 第19条

- 1. 委員会は, 手続規則を採択する。
- 2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

## 第21条

- 1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年 国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た 報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有す る勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性 格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意 見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2. 国際連合事務総長は,委員会の報告を,情報用として, 婦人の地位委員会に送付する。

## 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第 6 部

## 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

## 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。 第25条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

- 2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

## 第26条

- 1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

## 第27条

- 1. この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 第28条

- 1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも 撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回 をすべての国に通報する。このようにして通報された通告 は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要

- 請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以 内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合 には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従っ て国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

## 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約 に署名した。

## 資料4 平成29年度男女共同参画基本計画関係予算の概要

(単位:千円)

主 要 事 項	所 管	平成28年度 当初予算額	平成29年度	比 較 増減額	特別会計の 名 称
I あらゆる分野における女性の活躍		42,177,507	14,828,523	△ 27,348,984	
		( 115,215,754) « -»	( 139,942,893) ( -»	( 24,727,139) « -»	
第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍		311,246	106,772	△ 204,474	
1 日本田公原の別は炊の原えナル甘	巨小水树外	( 1,624,233) ( 449,733)	( 1,375,568) ( 497,168)	( △ 248,665) ( 47,435)	224 FM /ID PA
1 長時間労働の削減等の働き方改革 2 家事・育児・介護等に男性が参画可能となるため	厚生労働省  厚生労働省	( 449,733) ( 1,174,500)	( 878,400)	(47,435) (296,100)	労働保険 労働保険
の環境整備	<del>                                    </del>	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			73 B) PN P
3 男女共同参画に関する男性の理解の促進	内閣府	34,056	35,028	972	
4 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格	農林水産省 内閣府	269,676 7,514	60,324 11,420	△ 209,352 3,906	
差の是正	1 3143/13			,	
5 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直		0	0	0	
		1,007,100	1 264 454	257.246	
第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大		1,007,108 ( 934,630)	1,364,454 ( 767,892)	357,346 ( △ 166,738)	
		⟨ ->	⟨ ->	⟨ −⟩	
1 政治分野		0	0	0	
2 司法分野 3 行政分野	内閣人事局	0 50,282	0 67,063	0 16,781	
3 11MX/J±1	内阁八争同   警察庁	6,650	10,016	3,366	
	総務省	_	15,549	_	
	総務省消防庁	4,393	4,165	_ △ 228	
	国土交通省   防衛省	4,393 734,000	1,050,278	△ 228 316,278	
	人事院	11,951	11,683	△ 268	
4 経済分野	内閣府	24,806	25,165	359	
	厚生労働省	( 934,630)	( 767,892)		労働保険
	経済産業省	175,026	180,535	5,509	刀倒休陕
		⟨ ->	->	√	
5 その他の分野における女性の参画拡大		0	0	0	
第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と 生活の調和		35,604,328 ( 112,656,891)	7,663,452 ( 137,799,433)	△ 27,940,876 ( 25,142,542)	
1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・	内閣府	22,768	28,482	5,714	
バランス等の実現	総務省	_	_	_	
	厚生労働省	35,031,950 ( 28,517,260)	7,003,552 ( 32,541,033)	△ 28,028,398 ( 4,023,773)	兴岛口吟
	国土交通省	25,000	25,000	( 4,023,773)	労働保険
2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確	厚生労働省	22,222	20,426	△ 1,796	
保対策の推進	巨小水铁体	( 248,732)	( 232,610)	( △ 16,122)	労働保険
3 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格 差の是正	厚生労働省   国土交通省	( 854) 55,000	( 854) 301,804	( 0) 246,804	労働保険
4 非正規雇用労働者の処遇改善,正社員への転換の		444,228	274,669	△ 169,559	
支援	巨化沉积力	( 41,758,401)	( 68,439,506)	( 26,681,105)	労働保険
5 再就職,起業,自営業等における支援	厚生労働省	3,160 ( 42,131,644)	9,519 ( 36,585,430)	6,359 ( \( \triangle 5,546,214)	労働保険
	経済産業省		_		24 PM NALES
第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同		988,965	1,274,213	285,248	
参画の推進	<b>一</b>	7.000	7.470	۸ ۵۳۶	
1 地域活動における男女共同参画の推進 2 地方創生における女性の活躍推進	内閣府   内閣府	7,828 22,616	7,473 250,000	△ 355 227,384	
2 ・3/7/四十二にかり、3 次 口 */7/口座1正/座	消費者庁	-	_	-	
2 III. (1.)(2.1-1.) - 7 There	経済産業省	-	1 016 740	-	
3 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	農林水産省	958,521	1,016,740	58,219	
4 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備,	農林水産省	_	_	_	
意識と行動の変革	西本体				
5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の 推進	環境省	_	_	_	
第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進		4,265,860	4,419,632	153,772	
1 科学技術・学術分野における女性の参画拡大	内閣府	=	=		
	文部科学省   経済産業省	868,800 20,002	929,616 10,001	60,816 \triangle 10,001	
   2 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の	在河座乗音   文部科学省	1,174,068	1,193,065	18,997	
整備				,	
3 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の意成	内閣府	17,990 2,185,000	22,950 2,264,000	4,960 79,000	
系人材の育成	文部科学省	2,100,000	2,204,000	79,000	<u></u>

	主	要	事	項	所 管		平成28年度 当初予算額		平成29年度 予 算 額		比 較 増減額	特別会計の 名 称
Ⅱ 安全	・安心な暮ら	らしの実現				( «	1,455,415,366 156,088,724) 794,400,000》	( «	1,548,675,628 64,863,913) 700,300,000》	( (	93,260,262 △ 91,224,811) △ 94,100,000》	
第65	予野 生涯を	通じた女性	生の健康	支援		,	43,650,821	,	46,848,969	,	3,198,148	
1	生涯にわた	る男女の例	建康の包	括的な支援	内閣府 警察庁 文部科学省	(	1,006,280) 1,512 25,483 51,964	(	1,046,924) 0 21,546 55,991	(	40,644)  △ 1,512  △ 3,937  4,027  △ 786,072	
	拓框 山安	<b>公</b> い即士:	2 牌床士	<b>+</b> □	厚生労働省	(	6,822,660 956,945) 35,963,835	(	6,036,588 1,002,769) 39,855,622	(	45,824) 3,891,787	労働保険
3	妊娠・出産				厚生労働省 厚生労働省	(	49,335) 387,501	(	44,155) 395,464	(	△ 5,180) 7,963	労働保険
4			> _	同参画の推進	文部科学省		397,866		483,758		85,892	
第7分	<b>}野 女性に</b> 女性に対す り			<b>力の根絶</b> 絶のための基盤づく	内閣府 警察庁 法務省	(	114,798,580 108,802) 13,825 50,059) 10,786	(	123,619,413 93,164) 28,414 35,114) 10,780	(	8,820,833 \$\triangle 15,638\$)  14,589  \$\triangle 14,945\$)  \$\triangle 6  \$-\$	復興
2	配偶者等か 推進	らの暴力の	の防止及	び被害者の保護等の	文部科学省 厚生労働省 内閣府 警察庁 厚生労働省	(	-) 1,099 26,046 54,729 114,002,531	(	-) - 1,100 22,539 0 122,715,602	(		復興
3	ストーカー	事案への	対策の推	進	内閣府 警察庁		4,038 74,011		108,362		△ 4,038 34,351	
4	性犯罪への	対策の推済	<u>隹</u>		育然 内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省		97,173 70,392 155,916		182,551 73,076 154,783		85,378 2,684 △ 1,133	
5	子供に対す 進	る性的な剝	暴力の根	絶に向けた対策の推			5,739 156,681 14,151		6,969 201,559 14,697		1,230 44,878 546	
6	売買春への	対策の推済	隹		警察庁 法務省		26,248 19,840		26,248 21,186		0 1,346	
7 8	人身取引対セクシュア		メント防	止対策の推進	内閣府 警察庁 厚生労働省	(	2,406 14,926 58,743)	(	2,304 2,687 58,050)	(	△ 102 △ 12,239 △ 693)	労働保険
9	メディアに	おける性	・暴力表	現への対応	防衛省 人事院 警察庁 文部科学省		2,102 1,496 22,519 21,926		7,580 1,496 22,294 15,186		5,478 0 △ 225 △ 6,740	
第85		高齢,障		り困難を抱えた女性 境の整備	AHMITE	(	1,296,965,965 154,973,642) 794,400,000》	(	1,378,207,246 63,723,825) 700,300,000》	(	81,241,281 \$1,249,817) \$4,100,000	
1	貧困等生活	上の困難に	こ直面す	る女性等への支援	内閣府 文部科学省 厚生労働省	( (	1,069,262 126,548,866 2,819,682) 794,400,000》 189,941,281 143,080,777)	(	1,167,963 135,498,010 1,121,681) 700,300,000》 193,704,327 51,204,807)	( (	98,701 8,949,144 \$\triangle 1,698,001) \$\triangle 94,100,000\times 3,763,046 \$\triangle 91,875,970)	復興労働保険
2	高齢者,障 境の整備	害者,外間	国人等が	安心して暮らせる環	警察庁 総務省 文部科学省 厚生労働省	(	- -) 388,000 384,050 978,532,284	(	0) 381,488 414,015 1,046,941,443	(	- -) △ 6,512 29,965 68,409,159	復興
					経済産業省 国土交通省	(	9,073,183) 102,222 –	(	11,397,337) 100,000 –	(	2,324,154) \( \triangle 2,222 \) -	労働保険

主 要 事	項	所 管		平成28年度 当初予算額		平成29年度 予 算 額		比 較 増減額	特別会名	
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基	盤の整備		(	3,610,441,417 1,616,996,340)	(	3,867,339,313 1,667,910,748)	(	256,897,896 50,914,408)		
第9分野 男女共同参画の視点に立 備 1 男女共同参画の視点に立った 直し			(	3,606,478,335 1,616,996,340) 650,018,402 1,609,057,164)	(	3,863,097,502 1,667,910,748) 792,824,849 1,655,874,961)	(	256,619,167 50,914,408) 142,806,447 46,817,797)	年金	
2 男女の人権尊重の理念と法律	· 制度の細盤/C洋瓦	消費者 完 治費者 完 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	(	- 0 4,511,000 2,951,929,645 7,939,176) - 3,639	(	23,760 4,511,000 3,065,719,925 12,035,787) - 3,639	(	23,760 0 113,790,280 4,096,611) -	労働保	険
び救済・相談の充実	・耐及の珪解促進及	総務省 法務省		2,130 13,519		810 13,519		△ 1,320 0		
第10分野 教育・メディア等を通りの促進	じた意識改革,理解			703,702		658,346		△ 45,356		
<ol> <li>国民的広がりを持った広報・</li> <li>男女共同参画に関する男性の</li> <li>男女共同参画を推進し多様な</li> </ol>	理解の促進			18,319 544 – –		20,138 544 – –		1,819 0 - -		
育・学習の充実 4 女性の人権を尊重した表現の アの取組への支援等 5 学校教育及びメディアの分野 決定過程への女性の参画拡大	における政策・方針	文部科学省 内閣府 文部科学省		619,300 44,405 21,134		604,479 33,185		△ 14,821 △ 11,220 △ 21,134		
第11分野 男女共同参画の視点に				226,881		227,993		1,112		
制の確立 1 防災分野における女性の参画画の推進 2 復興における男女共同参画の3 国際的な防災協力における男	推進	総務省消防庁 国土交通省		226,881 - 0 0		227,993 - 0 0		1,112 - 0 0		
第12分野 男女共同参画に関する	国際的な協調及び貢			3,032,499		3,355,472		322,973		
献 1 女子差別撤廃条約等の国際的	な規範,国際会議等	内閣府		5,058		6,851		1,793		
における議論への対応 2 男女共同参画に関する分野に ダーシップの発揮	おける国際的なリー	内閣府 外務省 厚生労働省 農林水産省 防衛省		93,862 2,893,827 38,772 — 980		97,377 3,214,257 36,005 - 982		3,515 320,430 △ 2,767 — 2		
IV 推進体制の整備・強化			(	92,465 154,774)	(	88,712 155,681)	(	△ 3,753 907)		
		内閣府 総務省 厚生労働省	(	92,465 - 154,774)	(	88,712 - 155,681)	(	△ 3,753 – 907)	労働保	 険
総 合 計	合 計 一般会計 特別会計 財政投融資		( (	7,790,982,347 5,108,126,755 1,888,455,592) 794,400,000》	(	8,004,105,411 5,430,932,176 1,872,873,235) 700,300,000》	( (	213,123,064 322,805,421 \(\triangle 15,582,357) \(\triangle 94,100,000)\)		

<sup>(</sup>備考) 1. 主要事項の各項目は、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)に対応している。 2. 一般会計は括弧なし、特別会計は()、財政投融資は《》で記載。 3. 男女共同参画基本計画関係の金額が特掲できない施策・事業予算は、「一」で記載。

# 資料5 平成27年度男女共同参画基本計画関係予算の使用実績

主 要 事 項	予算額A (千円)	決算額B (千円)	差引額(A-B) (千円)	使用割合 (B/A) (%)
第2部 施策の基本的方向と具体的施策 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (1) 政治分野における女性の参画の拡大 (2) 司法分野における女性の参画の拡大	663,789	390,262	273,527	58.8%
(3) 行政分野における女性の参画の拡大 (4) 雇用分野における女性の参画の拡大	655,557 1,741	382,846 3,090	272,711 △1,349	58.4% 177.5%
(5) その他の分野における女性の参画の拡大	6,491	4,326	2,165	66.6%
第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	96,580 70,042	88,176 67.316	8,404 2,726	91.3%
(3) 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実 (4) 男女共同参画に関わる調査研究,情報の収集・整備・提供	15,655 10,883	15,655 5,205	5,678	100.0% 47.8%
第3分野 男性,子どもにとっての男女共同参画 (1) 男性にとっての男女共同参画	3,375,753 3,231,792	3,353,161 3,179,702	22,592 52,090	99.3% 98.4%
(1) 另任にとうての男女共同参画 (2) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成 (3) 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現	94,521 49,440	134,137 39,322	△39,616 10,118	141.9% 79.5%
第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	58,730,296	40,861,515	17,868,781	69.6%
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進 (2) 非正規雇用における雇用環境の整備	155,987 22,230,719	129,540 28,866,985	26,447 △6,636,266	83.0% 129.9%
(3) ポジティブ・アクションの推進	534,422	292,340	242,082	54.7%
(4) 女性の能力発揮促進のための支援	28,048,113	6,706,718	21,341,395	23.9%
(5) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援 (6) 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進	7,016,598	4,497,001	2,519,597	64.1%
(7) 女性の活躍による経済社会の活性化	744,457	368,931	375,526	49.6%
第5分野 男女の仕事と生活の調和	2,759,706,052 419,912,033	2,561,341,889 418,522,882	198,364,163 1,389,151	92.8% 99.7%
(1) 仕事と生活の調和の実現 (2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	2.339.681.486	2,142,754,452	196,927,034	91.6%
(3) 働く男女の健康管理対策の推進	112,533	64,555	47,978	57.4%
第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	4,189,744	3,375,755	813,989	80.6%
(1) 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	3,273,614	2,737,917	535,697	83.6%
(2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備 (3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	916,130	637,838	278,292	69.6%
第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 (1) セーフティネットの機能の強化	401,397,719 185,841,113	354,291,336 162,229,139	47,106,383 23,611,974	88.3% 87.3%
(2) 雇用・就業の安定に向けた課題 (3) 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題 (4) 男女の自立に向けた力を高める取組	210,394,496 5,162,110	187,786,186 4,276,011	22,608,310 886,099	89.3% 82.8%
第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	3,662,037,642	3,472,038,088	189,999,554	94.8%
(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (2) 障害者が安心して暮らせる環境の整備 (3) 外国人が安心して暮らせる環境の整備	2,747,676,012 914,361,630	2,559,451,514 912,586,574	188,224,498 1,775,056	93.1% 99.8%
(4) 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応				
第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶	123,296,221	113,278,043	10,018,178	91.9%
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	11,774,811 111,319,857	6,144,747 106,933,928	5,630,064 4,385,929	52.2% 96.1%
(3) 性犯罪への対策の推進	167,857	167,778	79	100.0%
(4) 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	2,441	1,576	865	64.6%
(5) 売買春への対策の推進   (6) 人身取引対策の推進	20,939	20,380	559	97.3%
(7) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (8) メディアにおける性・暴力表現への対応	3,452 6,864	2,819 6,815	633 49	81.7% 99.3%
第10分野 生涯を通じた女性の健康支援 (1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進	42,841,835	37,937,340	4,904,495	88.6%
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	31,942,851	28,650,942	3,291,909	89.7%
(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進	7,147,386	6,972,002	175,384	97.5%
(4) 性差に応じた健康支援の推進 (5) 医療分野における女性の参画の拡大	3,171,569 184,948	1,764,940 180,481	1,406,629 4,467	55.6% 97.6%
(6) 生涯にわたるスポーツ活動の推進	395,081	368,975	26,106	97.6%
第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	868,652,468	868,393,072	259,396	100.0%
(1) 男女平等を推進する教育・学習 (2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実 (3) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	859,106,667 9,545,801	859,095,195 9,297,877	11,472 247,924	100.0% 97.4%
第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画	1,949,268	1,894,481	54,787	97.2%
(1) 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大 (2) 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり	1,934,268	1,879,481	54,787	97.2%
(2) 女性研究者の参画拡大に同けた環境づくり (3) 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進	1,934,268	1,879,481	0	100.0%
第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進	48,152	41,138	7,014	85.4%
(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	48,152	41,138	7,014	85.4%

主 要 事 項	予算額A (千円)	決算額B (千円)	差引額(A-B) (千円)	使用割合 (B/A) (%)
(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点 に立った表現の促進 (3) メディア分野における女性の参画の拡大				
第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進 (1) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり (2) 地域の活動における男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進 (4) 防災における男女共同参画の推進 (5) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進	17,244 9,024 8,220	15,053 7,553 7,500	2,191 1,471 720	87.3% 83.7% 91.2%
第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献 (1) 国際的協調:条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知 (2) 男女共同参画の視点に立った国際貢献 (3) 対外発信機能の強化	788,187 1,350 661,525 125,312	771,432 4,104 659,047 108,281	16,755 △2,754 2,478 17,031	97.9% 304.0% 99.6% 86.4%
小 計	7,927,790,950	7,458,070,741	469,720,209	94.1%
第3部 推進体制	35,886	23,840	12,046	66.4%
総 合 計	7,927,826,836	7,458,094,581	469,732,255	94.1%

<sup>(</sup>備考) 1. 主要事項の各項目は、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定) に対応している。 2. 予算額については、決算額の算出が困難な事業等を除いた額としている。

# 資料6 第4次男女共同参画基本計画における成果目標の動向

項 目	目 標 値 (期限)	計画策定時の数値	最新値
1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍			
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5.0% (平成32年)	男女計: 8.5% 男性 : 12.9% 女性 : 2.8% (平成26年)	男女計: 7.7% 男性:11.7% 女性: 2.6% (平成28年)
男性の育児休業取得率			
国家公務員	13%	3.1%	5.5%
	(平成32年)	(平成26年度)	(平成27年度)
地方公務員(注1)	13%	1.5%	2.9%
	(平成32年)	(平成25年度)	(平成27年度)
民間企業	13%	2.3%	2.65%
	(平成32年)	(平成26年)	(平成27年)
男性の配偶者の出産直後の休暇取得率(注2)	80% (平成32年)	_	調査中
6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間(注3)	1日当たり 2時間30分 (平成32年)	1日当たり67分 (平成23年)	1日当たり67分 (平成23年)
2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大			
検察官(検事)に占める女性の割合	30%	22.4%	22.9%
	(平成32年度末)	(平成27年)	(平成28年)
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	30%以上	31.5%	33.4%
	(毎年度)	(平成27年4月1日)	(平成29年4月1日
国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合	30%以上	34.3%	34.5%
	(毎年度)	(平成27年4月1日)	(平成29年4月1日
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合			I
係長相当職(本省)	30%	22.2%	23.9%
	(平成32年度末)	(平成27年7月)	(平成28年7月)
地方機関課長・本省課長補佐相当職	12%	8.6%	9.4%
	(平成32年度末)	(平成27年7月)	(平成28年7月)
本省課室長相当職	7 %	3.5%	4.1%
	(平成32年度末)	(平成27年7月)	(平成28年7月)
指定職相当	5 %	3.0%	3.5%
	(平成32年度末)	(平成27年11月)	(平成28年7月)
国の審議会等委員等に占める女性の割合			I
審議会等委員	40%以上,60%以下	36.7%	37.1%
	(平成32年)	(平成27年)	(平成28年)
審議会等専門委員等	30%	24.8%	27.7%
	(平成32年)	(平成27年)	(平成28年)
都道府県の地方公務員採用試験(全体)からの採用者に占め	40%	31.9%	34.4%
る女性の割合	(平成32年度)	(平成26年度)	(平成27年度)
都道府県の地方公務員採用試験(大学卒業程度)からの採用	40%	26.7%	28.9%
者に占める女性の割合	(平成32年度)	(平成26年度)	(平成27年度)
都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合			
本庁係長相当職	30%	20.5%	21.7%
	(平成32年度末)	(平成27年)	(平成28年)
本庁課長補佐相当職	25%	16.4%	17.5%
	(平成32年度末)	(平成27年)	(平成28年)
本庁課長相当職	15%	8.5%	9.3%
	(平成32年度末)	(平成27年)	(平成28年)
本庁部局長・次長相当職	10%程度	4.9%	5.5%
	(平成32年度末)	(平成27年)	(平成28年)
市町村職員の各役職段階に占める女性の割合			
本庁係長相当職	35% (平成32年度末)	市町村 : 31.6% [政令指定都市: 23.5%] (平成27年)	市町村 : 32.9 [政令指定都市: 24.0 (平成28年)
本庁課長補佐相当職	30% (平成32年度末)	市町村 : 26.2% [政令指定都市: 19.4%] (平成27年)	市町村 : 27.3 [政令指定都市: 19.7 (平成28年)
本庁課長相当職	20% (平成32年度末)	市町村 : 14.5% [政令指定都市: 13.4%] (平成27年)	市町村 : 15.6 [政令指定都市: 14.2 (平成28年)

項目	目 標 値 (期限)	計画策定時の数値	最新值
本庁部局長・次長相当職	10%程度 (平成32年度末)	市町村 : 6.9% [政令指定都市: 7.9%] (平成27年)	市町村 : 7.5% [政令指定都市: 8.5% (平成28年)
地方警察官に占める女性の割合	10%程度	8.1%	8.5%
	(平成35年)	(平成27年度)	(平成28年度)
消防吏員に占める女性の割合(注4)	5 %	2.4%	2.5%
	(平成38年度当初)	(平成27年度)	(平成28年度)
地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合			
都道府県の審議会等委員	33.3% (早期), 更に40% 以上を目指す (平成32年)	30.6% (平成27年)	31.2% (平成28年)
市町村の審議会等委員	30%以上	25.6%	26.0%
	(平成32年)	(平成27年)	(平成28年)
独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合			
部長相当職及び課長相当職	15%	13.5%	14.1%
	(平成32年度末)	(平成27年)	(平成28年)
役員	13%	10.5%	13.1%
	(平成32年度末)	(平成27年)	(平成28年)
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合			
係長相当職	25%	16.2%	18.6%
	(平成32年)	(平成26年)	(平成28年)
課長相当職	15%	9.2%	10.3%
	(平成32年)	(平成26年)	(平成28年)
部長相当職	10%程度	6.0%	6.6%
	(平成32年)	(平成26年)	(平成28年)
上場企業役員に占める女性の割合	5 % (早期), 更に10 % を目指す (平成32年)	2.8% (平成27年)	3.4% (平成28年)
起業家に占める女性の割合(注5)	30%以上を維持	30.3%	30.3%
	(平成32年)	(平成24年)	(平成24年)
(※以下2つは目標。政府が政党に働きかける際に,政府として各政党が自ら達成を目指す目標ではない。)	て達成を目指す努力目標であ	り,政党の自律的行動を制約	的するものではなく, また
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	30%	16.6%	16.6%
	(平成32年)	(平成26年)	(平成26年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	30% (平成32年)	24.2% (平成25年)	24.7% (平成28年)
3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	П		ı
労働時間等の課題について労使が話合いの機会を設けている	100%	52.8%	67.2%
割合	(平成32年)	(平成26年)	(平成28年)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5.0% (平成32年)	男女計: 8.5% 男性 :12.9% 女性 : 2.8% (平成26年)	男女計: 7.7% 男性:11.7% 女性: 2.6% (平成28年)
年次有給休暇取得率	70% (平成32年)	男女計:47.6% 男性:44.7% 女性:53.3% (平成26年)	男女計: 48.7% 男性 : 45.8% 女性 : 54.1% (平成27年)
6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間(注3)	1 日当たり 2 時間30分 (平成32年)	1日当たり67分 (平成23年)	1日当たり67分 (平成23年)
民間企業における男性の育児休業取得率	13%	2.3%	2.65%
	(平成32年)	(平成26年度)	(平成27年度)
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	29%	14.8%	15.0%
	(平成32年)	(平成26年)	(平成27年)
メンタルヘルスケア対策に取り組んでいる事業所の割合	100%	60.7%	59.7%
	(平成32年)	(平成25年)	(平成27年)
25歳から44歳までの女性の就業率	77% (平成32年)	70.8% (平成26年)	男女計:82.6% 男性:92.2% 女性:72.7% (平成28年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	55%	40.4% <b>*</b>	53.1%
	(平成32年)	(平成22年)	(平成27年)
起業家に占める女性の割合(注5)	30%以上を維持	30.3%	30.3%
	(平成32年)	(平成24年)	(平成24年)

	項    目	目標値 (期限)	計画策定時の数値	最新値
	次世代認定マーク(くるみん)取得企業の数(注6)	3,000社 (平成32年)	2,326社 (平成27年)	2,695社 (平成29年3月)
第	4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	<u></u>		
	自治会長に占める女性の割合	10% (平成32年)	4.9% (平成27年)	5.2% (平成28年)
	女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	都道府県:100% 市区 :100% 町村 : 70% (平成32年)	-	都道府県: 95.7% 市区 : 38.5% 町村 : 14.3% (平成28年度)
	家族経営協定の締結数	70,000件 (平成32年度)	54,190件 (平成25年度)	56,397件 (平成27年度)
	農業委員に占める女性の割合	・女性委員が登用されて いない組織数:0 (平成32年度) ・農業委員に占める女性 の割合:10%(早期), 更に30%を目指す (平成32年度)	<ul><li>・女性委員が登用されていない組織数:644 (平成25年度)</li><li>・農業委員に占める女性の割合:6.3% (平成25年度)</li></ul>	・女性委員が登用されて いない組織数:488 (平成28年10月) ・農業委員に占める女性 の割合:8.1% (平成28年10月)
	農業協同組合の役員に占める女性の割合	・女性役員が登用されていない組織数: 0 (平成32年度) ・役員に占める女性の割合:10%(早期), 更に15%を目指す (平成32年度)	・女性役員が登用されて いない組織数:213 (平成25年度) ・役員に占める女性の割 合:6.1% (平成25年度)	・女性役員が登用されて いない組織数:122 (平成28年7月) ・役員に占める女性の割 合:7.5% (平成28年7月)
第	5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進			
	研究者の採用に占める女性の割合(自然科学系)	「自然科学系全体で30%、 理学系20%、工学系 15%、農学系30%、医学・ 歯学・薬学系合わせて 30%」 (科学技術基本計画について(答申)を踏まえた第5 期科学技術基本計画(平成28年度から32年度まで) における値)	自然科学系: 25.4% 理学系 : 11.2% 工学系 : 8.0% 農学系 : 13.8% 医嫩薬学系: 24.3% (平成24年)	自然科学系: 28.1% 理学系 : 15.2% 工学系 : 11.6% 農学系 : 20.3% 保健系 (医歯薬学系を含む): 34.2% (平成26年) (注7)
	日本学術会議の会員に占める女性の割合	30% (平成32年)	23.3% (平成26年10月)*	23.3% (平成26年10月)
	日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	30% (平成32年)	22.3% (平成26年10月)*	22.3% (平成26年10月)
	大学(学部)の理工系の学生に占める女性の割合	前年度以上 (毎年度)	理学系*:26.4% 工学系*:12.9% (平成26年)	理学系:27.0% 工学系:14.0% (平成28年)
第	6分野 生涯を通じた女性の健康支援			
	健康寿命(男女別)(注8)	健康寿命を1歳以上延伸 男性:70.42歳→71.42歳 女性:73.62歳→74.62歳 (平成22年→平成32年)	男性:71.19歳 女性:74.21歳 (平成25年)	男性:71.19歳 女性:74.21歳 (平成25年)
	子宮頸がん検診、乳がん検診受診率(注9)	子宮頸がん:50% 乳がん :50% (平成28年度までに)	過去1年間の受診率 子宮頸がん:32.7% 乳がん:34.2% 過去2年間の受診率 子宮頸がん:42.1% 乳がん:43.4% (平成25年)	過去1年間の受診率 子宮頸がん:32.7% 乳がん:34.2% 過去2年間の受診率 子宮頸がん:42.1% 乳がん:43.4% (平成25年)
	自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)(注10)	平成17年に比べ 20%以上減少 (平成28年までに)	男女計:19.5 男性 :27.6 女性 :11.7 (平成26年)	男女計:18.5 男性 :26.6 女性 :10.8 (平成27年)
	マタニティマークの認知度(注11)	男女計50% (平成30年)	男女計:45.6% 男性:31.2% 女性:57.6% (平成26年)	男女計: 45.6% 男性 : 31.2% 女性 : 57.6% (平成26年)
	妊娠中の喫煙率・飲酒率 (注11)	なくす (平成30年)	喫煙率:3.8% 飲酒率:4.3% (平成25年度)	喫煙率:3.8% 飲酒率:4.3% (平成25年度)
	不妊専門相談センターの数	全都道府県・指定都市・ 中核市で実施 (平成32年度)	63都道府県市 (平成27年度)	65都道府県市 (平成28年7月1日時点)

項目	目 標 値 (期限)	計画策定時の数値	最新值
25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	31% (平成32年)	30.1% (平成26年)	30.1% (平成26年)
運動習慣のある者の割合			1
20~64歳(男女別)	男性:33% 女性:30% (平成32年)	男性:20.9% 女性:17.5% (平成26年)	男性:24.6% 女性:19.8% (平成27年)
65歳以上(男女別)	男性:56% 女性:46% (平成32年)	男性:42.4% 女性:35.7% (平成26年)	男性:52.5% 女性:38.0% (平成27年)
1 週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合(男女別) (注12)	中学校女子:80% 中学校男子:95% 小学校女子:90% 小学校男子:95% (平成32年)	中学校女子: 79.0% 中学校男子: 92.9% 小学校女子: 87.0% 小学校男子: 93.4% (平成27年)	中学校女子:79.1% 中学校男子:93.2% 小学校女子:88.4% 小学校男子:93.4% (平成28年)
7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
配偶者からの被害を相談した者の割合(男女別)	男性:30% 女性:70% (平成32年)	男性:16.6% 女性:50.3% (平成26年)	男女計:37.2% 男性:16.6% 女性:50.3% (平成26年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(男女別)	男女とも70% (平成32年)	男性:30.4% 女性:34.3% (平成26年)	男女計: 32.4% 男性: 30.4% 女性: 34.3% (平成26年)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	150か所 (平成32年)	88か所 (平成27年11月)	99か所 (平成29年3月)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ 支援センター設置数	各都道府県に最低1か所 (平成32年)	25か所 (平成27年11月)	35か所 (34都道府県) (平成28年12月)
8分野 貧困, 高齢, 障害等により困難を抱えた女性等が安心し			1
健康寿命(男女別)(注8)	健康寿命を1歳以上延伸 男性:70.42歳→71.42歳 女性:73.62歳→74.62歳 (平成22年→平成32年)	男性:71.19歳 女性:74.21歳 (平成25年)	男性:71.19歳 女性:74.21歳 (平成25年)
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者の数	前年度以上 (毎年度)	38,771件* (平成26年度)	男女計:38,220件 男性:2,292件 女性:35,928件 (平成27年度)
弁護士によるひとり親の養育費相談の実施	全都道府県・政令市・中 核市 (平成31年度)	_	一 (今後調査予定)
20歳から34歳までの就業率	男女計:79% (平成32年)	男女計:76.1% 男性:82.0% 女性:69.9% (平成26年)	男女計:77.7% 男性:82.9% 女性:72.2% (平成28年)
フリーター数	男女計:124万人 (平成32年)	男女計:179万人 男性: 80万人 女性: 99万人 (平成26年)	男女計:155万人 男性:73万人 女性:82万人 (平成28年)
60歳から64歳までの就業率	男女計:67% (平成32年)	男女計:60.7% 男性:74.3% 女性:47.6% (平成26年)	男女計:63.6% 男性:76.8% 女性:50.8% (平成28年)
障害者の実雇用率 (民間企業)	2.0% (平成32年)	1.88% (平成27年6月)	1.92% (平成28年6月)
9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	1		T
待機児童数	解消をめざす (平成29年度末)	23,167人 (平成27年4月)	23,553人 (平成28年4月)
放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	解消をめざす (平成31年度末)	9,945人 (平成26年5月)	17,203人 (平成28年5月)
地域子育て支援拠点事業	8,000か所 (平成31年度)	6,538か所 (平成26年度)	6,818か所 (平成27年度)
高齢者施設,障害者施設,子育て支援施設等を併設する公的 賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	25% (平成32年度)	19% (平成25年度)	20% (平成27年度)
10分野 教育・メディア等を通じた意識改革,理解の促進 「			I
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男女とも100% (平成32年)	男性:66.3% 女性:61.3% (平成24年)	男性:70.4% 女性:63.3% (平成28年)

項目	目 標 値 (期限)	計画策定時の数値	最新值
大学学部段階修了者の男女割合	男女の修了者割合の差を 5ポイント縮める (平成32年)	男性:54.9% 女性:45.1% (平成25年)	男性:54.6% 女性:45.4% (平成26年)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち,女性の教育委員の いない教育委員会の数	0 (平成32年)	121 (平成25年)	99 (平成27年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	20%以上 (平成32年)	15.0% (平成25年)	16.1% (平成28年4月1日現在
大学の教員に占める女性の割合			
准教授	25% (早期), 更に30% を目指す (平成32年)	22.6% (平成26年)	23.7% (平成28年)
教授等 (学長, 副学長及び教授)	17% (早期), 更に20% を目指す (平成32年)	14.4% (平成26年)	15.4% (平成28年)
11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立			
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	30% (平成32年)	13.2% (平成27年)	14.0% (平成28年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合	・女性委員が登用されて いない組織数:0 (平成32年) ・委員に占める女性の割 合:10%(早期), 更 に30%を目指す (平成32年)	<ul> <li>女性委員が登用されていない組織数:515(平成26年)</li> <li>委員に占める女性の割合:7.7%(平成27年)</li> </ul>	・女性委員が登用されていない組織数: 437 (平成28年) ・委員に占める女性の書 合: 8.0% (平成28年)
消防吏員に占める女性の割合(注4)	5 % (平成38年度当初)	2.4% (平成27年度)	2.5% (平成28年度)
消防団員に占める女性の割合(注13)	10%を目標としつつ, 当面5% (平成38年度)	2.5% (平成26年度)	2.8% (平成28年度)
12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献			
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	50%以上 (平成32年)	34.8% (平成24年)	36.1% (平成28年)
国連関係機関の日本人職員数 (専門職以上)	1,000人以上 (平成37年)	766人 (平成27年)	793人 (平成28年)
在外公館の公使、参事官以上に占める女性の割合	10% (平成32年)	5.4% (平成27年)	4.7% 男女計:552人 男 :526人 女 : 26人 (平成28年7月)
進体制の整備・強化			
男女共同参画計画の策定率 (市町村)	市区:100% 町村:70% (平成32年)	市区:97.0% 町村:52.6% (平成27年)	市区:95.9% 町村:54.3% (平成28年)
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	都道府県:100% 市区:100% 町村:70% (平成32年)	-	都道府県:95.7% 市区:38.5% 町村:14.3% (平成28年度)

- 平成27年度から国家公務員や民間企業と同じ算定方法に変更となったため、平成26年度以前の数値と単純に比較することはできない。
- (注2) 配偶者の出産後2か月以内に半日又は1日以上の休み(年次有給休暇、配偶者出産時等に係る特別休暇、育児休業等)を取得した男性の割合。 (注3) 6歳未満の子供を持つ夫婦と子供の世帯の夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)。
- (注4) 消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。
- (注5) 起業家とは,過去1年間に職を変えた又は新たに職に就いた者のうち,現在は自営業主(内職者を除く)である者。
- (注6) 次世代認定マーク(くるみん)取得企業とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業。
- (注7) 平成26年の調査のみ保健系を含めた調査であり、平成27年以降は従来通り保健系を別に調査。
- (注8)健康寿命とは、日常生活に制限のない期間。
- (注9) 子宮頸がん検診は20~69歳, 乳がん検診は40~69歳を対象に受診率を算出。なお, 平成29年度以降の目標は, 次期がん対策推進基本計画で 策定予定。
- (注10) 自殺死亡率の成果目標については「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)に基づく自殺対策の数値目標の見直しが行われる予定。 (注11) 平成31年以降の成果目標については、健やか親子21について数値目標の見直しが行われる際に検討が行われる予定。
- (注12) 小学校は5年生,中学校は2年生に関する数値。
- (注13)消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行う市町村の消防機関 である消防団の構成員。
- 計画策定後,所要の修正を行ったもの